

基幹統計調査の承認の状況

(平成23年1月分)

平成23年2月24日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
社会教育調査	文部科学大臣	承認事項の変更 民法改正に伴い、調査票の表記について、従前の「民法第34条法人」を「一般財団法人・一般社団法人(特例民法法人を含む。)」に変更。 「指定管理者」の有無について、調査票上の表記を変更。 職員数(専任・兼任・非常勤)のうち、従前、非常勤職員に含まれていた「指定管理者の職員」について別掲。 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体の保存期間を5年から永年に変更。	H23.1.28

(注)本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。